

第18回
定時株主総会
招集ご通知

2018年4月1日 ▶ 2019年3月31日

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2019年6月26日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

開催場所

東京都港区高輪三丁目13番3号
SHINAGAWA GOOS 1階
TKPガーデンシティ品川 アネモネ
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

目次

第18回定時株主総会招集ご通知	1
添付書類	
事業報告	2
計算書類	23
監査報告書	26
株主総会参考書類	
議案 取締役5名選任の件	28

証券コード 2334
2019年6月11日

株 主 各 位

東京都港区高輪三丁目5番23号
株 式 会 社 イ オ レ
代表取締役社長 吉 田 直 人

第18回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第18回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますて、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時
(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都港区高輪三丁目13番3号
SHINAGAWA GOOS 1階
TKPガーデンシティ品川 アネモネ
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第18期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
議 案 取締役5名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.eole.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。監査役及び会計監査人が監査した計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類と当社ウェブサイトに掲載の「個別注記表」とで構成されています。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.eole.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から2019年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府の経済政策等を背景に企業収益や雇用・所得環境の改善が続き、緩やかな回復の兆しが見られている一方で、米国の通商政策の動向が世界経済に与える影響、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響が懸念されており、依然として不透明な状況が続いております。

当社が属するインターネット広告市場においては、2018年に、インターネット広告費で1兆7,589億円(前年比16.5%増)で、5年連続で二桁成長となるなど、広告のインターネットメディアへのシフトが続いております。また、インターネット広告費のうち運用型広告費は1兆1,518億円(前年比22.5%増)と非常に高い成長を遂げております(株式会社電通「2018年 日本の広告費」)。また、当社が注力してまいりましたインターネットを活用した求人広告市場につきましては、2018年度平均の有効求人倍率は1.62倍、2019年3月の有効求人倍率(季節調整値)は1.63倍となるなど、企業の求人が増加傾向にあり(厚生労働省「一般職業紹介状況(平成31年3月分及び平成30年度分)について」)、逼迫する労働市場を背景に、2019年3月の求人メディア全体の求人広告件数も156万8千件と伸長し(公益社団法人全国求人情報協会「求人広告掲載件数等集計結果(2019年3月分)」)、市場全体が活発化しております。また、ソーシャルリクルーティングなどの新形態サービスの出現や、経団連を中心に新卒採用における一括採用の見直しが議論されるなどインターネットを活用した求人広告市場は、変化をしながら拡大を続けております。

このような事業環境の下、当社は、「pinpoint及びその他運用型広告」の更なる拡大を図ることを基本方針に、その体制強化並びにOEM代理店強化に努めた結果、同サービスを中心に好調に推移しました。また、「らくらく連絡網」、「ガクバアルバイト」、「らくらくアルバイト」に関しては、UIの改良やビジネスリスクを低減する施策等を行ってまいりました。さらに、自社採用サイトの作成ができ、応募者対応及び分析機能を搭載する採用管理システム『ジョブオレ』を2019年3月にリリースいたしました。

その結果、「らくらく連絡網」の2019年3月末時点の会員数は669万人（前年同月比1.0%増）、アプリ会員数は178万人（前年同月比20.1%増）、有効団体数は38万団体（前年同月比0.5%増）、「ガクバアルバイト」の当事業年度における新規登録者数は14万人（前年同期比68.8%増）、「らくらくアルバイト」の2019年3月末時点の会員数は149万人（前年同月比17.7%増）となっております。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,955,888千円(前年同期比26.1%増)、営業利益は78,438千円(前年同期比53.8%減)、経常利益は76,220千円(前年同期比50.9%減)、当期純利益は58,895千円(前年同期比35.3%減)となりました。

なお、当社は、インターネットメディア関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において、実施した設備投資の総額は63,963千円であり、その主なものは、採用管理システム『ジョブオレ』の開発や「らくらくアルバイト」の開発等に係るソフトウェア58,167千円であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

回次	第15期	第16期	第17期	第18期 (当事業年度)
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高(千円)	950,277	1,157,990	1,550,507	1,955,888
経常利益(千円)	14,514	112,456	155,202	76,220
当期純利益(千円)	△159,952	127,577	91,021	58,895
1株当たり当期純利益(円)	△112.28	83.94	47.24	25.55
総資産額(千円)	626,910	706,400	1,433,406	1,473,646
純資産額(千円)	191,351	318,928	1,084,259	1,145,188
1株当たり純資産額(円)	115.42	199.36	469.64	495.44

- (注) 1. △印は、損失を示しております。
2. 当社は、2017年8月29日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(5) 対処すべき課題

当社は、以下を重点課題とし、事業基盤の整備、組織能力の拡充・強化を通じて、更なる成長が可能な企業体質の強化を進めてまいります。

(I) 事業基盤の整備

① ユーザビリティの向上、新規機能の追加等によるユーザー基盤の拡大・強化

会員の増加及び活性化を図り事業規模を拡大していくには、会員満足度の向上と新しいユーザーエクスペリエンスの提供を図ることが必須の経営課題であると考えております。会員の皆様にこれからも「安心」「安全」でより「便利」なサービスを提供するために、ユーザビリティの向上、機能やサービスの追加、個人情報保護の安全性強化、広告量の最適化等、会員満足度の向上を全社的な課題とし、継続して取り組んでまいります。

② スマートフォン・多機能型タブレット端末向けサービスの拡充

近年、インターネットへの接続環境は多様化が進んでおり、特にスマートフォンや多機能型タブレット端末等のモバイルインターネットがインターネットの領域を拡大させております。

当社は、2014年3月に「らくらく連絡網」のスマートフォン向けアプリをリリースし、2016年2月にiOS版アプリ、3月にアンドロイド版アプリのリニューアルを行うなど、スマートフォン・多機能型タブレット端末向けサービスの拡充を図ってまいりましたが、今後ともこれらの端末に最適化されたサービスを拡充することが経営課題と捉えております。

③ 技術革新への対応

当社は、インターネットメディア市場において事業を展開しており、最先端のアドテクノロジーへの対応に注力しておりますが、当市場では技術革新が著しく、先端的なテクノロジーを基盤にした新規サービスや新たなインターネット端末等の技術革新、検索エンジンアルゴリズムの変更等に対して適時に対応を進めることが、事業展開上の重要な要素であると認識しております。

当社は、これらの技術革新に積極的な対応を図るべく、エンジニアの採用・育成等に取り組んでまいります。

④ 新サービスの展開

当社は、およそ660万人の会員を擁する「らくらく連絡網」のデータベースを活用することにより、インターネットメディアに関連するサービスを提供しており、その中でも「pinpoint及びその他運用型広告」、「ガクバアルバイト」、「らくらくアルバイト」などは重要な収益基盤となっております。

当社は、収益基盤のさらなる拡充のため、今後も既存サービスの充実に加えて、新規サービスや周辺事業への展開を図ることで、既存ユーザーへの付加価値の提供、新規ユーザーの獲得を図りつつ、データサプライヤーとのアライアンスやパートナーづくりを推進し、新しい収益基盤となるサービスを提供してまいります。

⑤ 情報管理体制の強化

当社は、個人情報扱う企業であり、個人情報の保護をはじめとした情報管理が常に経営上の大きな取り組み課題と考えております。

当社では、個人情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備、プライバシーマーク制度の認証取得等により、情報管理の徹底を図っておりますが、今後も引き続き、情報管理体制の強化を図ってまいります。

⑥ システムの安定性確保

当社は、「らくらく連絡網」など、ユーザーの社会活動に大きく関わるサービスをインターネット上にて提供しており、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上の重要な課題であると認識しております。そのため、サーバー設備の強化や負荷分散システムの導入が必要不可欠であると認識しております。

今後につきましても、ユーザー数増加や新規事業の立ち上がり等に伴うアクセス数の増加を考慮し、継続的かつ適時適切な設備投資を行うことで、システムの安定性確保に取り組んでまいります。

⑦ 知名度・コーポレートブランド価値の向上

当社の提供する各サービスの利用拡大と継続的な企業価値の向上を実現していくためには、サービス自体が利用者の皆様に愛されるものであることに加え、各サービスの知名度や安心感を得るため、当社のコーポレートブランド価値の向上も不可欠であると考えております。事業を支える優秀な人材の獲得や他社との提携等をより有利に進めるためにも、当社では、今後も、費用対効果を見極めながら広告宣伝活動及び広報活動に積極的に取り組んでまいります。

(Ⅱ) 組織能力の拡充・強化

① 優秀な人材の確保

「らくらく連絡網」を中心とした事業におきましては、営業活動、各種サービスの企画開発及びシステム開発、運用を自社内で行っております。今後も他社との競争に負けない様々なサービスの提供を行い、新しい収益基盤の構築を通じた事業規模の拡大を目指すためには、専門性あるいはポテンシャルの高い優秀な人材の獲得が重要な課題であると認識しております。同時に、その人材が自己の能力を最大限に発揮し、さらに成長し続けることができるようなマネジメント体制や教育体制の構築、運営を積極的に実施していくことが重要であると認識しております。

② 経営管理体制の構築

当社は、今後も事業の拡大を図るにあたり、継続的に社員が増加していく中、事業をより効率的かつ安定的に運営していくために、業務の標準化と効率化を進め、コーポレート・ガバナンス機能、コンプライアンス体制の更なる強化や、内部統制システムの整備・充実の継続的な推進等、リスク管理体制を更に強化し、経営管理体制を構築していくことが重要であると認識しております。

会社の規模や成長に合わせ、適宜、ビジネスプロセスや意思決定プロセスの改善、組織体制の最適化を積極的に実施してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

① らくらく連絡網

当社サービスの基盤となる「らくらく連絡網」は、団体やグループでの活動に必要な出欠確認や日程調整、アンケート等を、メールの一斉送信でカンタンに行うことができる無料のグループコミュニケーション支援サービスであります。

② pinpoint及びその他運用型広告

『pinpoint』は、当社及び提携パートナーが独自に保有する属性が明らかな2,000万人以上の匿名加工化されたユーザーデータを活用して、精密なセグメント設定によって本当に届けたいターゲット属性への広告配信を可能とするサービスであります。

また、当社が独自に開発したプライベートDMP（注）『pinpoint DMP』を介さずに他媒体を利用して運用型広告を行う場合を含めて「pinpoint及びその他運用型広告」としております。

③ ガクバアルバイト

「ガクバアルバイト」は、「らくらく連絡網」の中心的な利用者のひとつである大学生に特化したアルバイト求人情報提供サイトであります。

④ らくらくアルバイト

「らくらくアルバイト」は、アルバイト求人サイト運営企業と提携し、当該企業群が保持する全国のアルバイト求人情報をインポートしているアルバイト求人情報ポータルサイトであります。

(注) DMP(データマネジメントプラットフォーム)とは、インターネット上に蓄積されている様々なデータを統合、管理、分析し、広告配信などの最適化を可能とするためのプラットフォームであります。

DMPは、主に第三者が保有するデータを利用するパブリックDMPと、第三者が保有するデータに加えて自社が独自に保有するデータを利用するプライベートDMPに大別できます。

(8) 主要な事業所

本店：東京都港区高輪三丁目5番23号 KDX高輪台ビル9階

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
76名	一名	32.5歳	4.3年

(注) 従業員数に臨時従業員の数は含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入金額

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 6,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 2,306,000株 (自己株式21株を含む)
 (3) 株主数 1,228名
 (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
吉田直人	640,200株	27.76%
株式会社五六	210,800	9.14
凸版印刷株式会社	145,000	6.29
阪田和弘	86,200	3.74
株式会社アルファステップ	82,500	3.58
JPR&IEバリュー・リアライズ投資事業有限責任組合	78,100	3.39
パノパニューロロジー・エムクライアントアカウントソリューションズ・アドバイザーズ・イー・イー	66,700	2.89
本郷孔洋	65,100	2.82
株式会社毎日コムネット	50,000	2.17
株式会社森本本店	43,700	1.90

(注) 持株比率は、自己株式(21株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第 2 回 新 株 予 約 権	第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日	2006年3月30日	2011年6月9日
区 分	取締役 (社外取締役を除く)	取締役 (社外取締役を除く)
保 有 者 数	3名	1名
新 株 予 約 権 の 数	1,320個	200個
新株予約権の目的となる株式の数	132,000株	20,000株
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権1個当たりの発行価格	2,056円	無償
権利行使時1株当たりの行使価格	670円	670円
権 利 行 使 期 間	2006年5月21日から 2026年3月31日まで	2013年6月10日から 2020年6月29日まで
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件	(別記1)	(別記2)

(注) 1. 「第2回新株予約権」は旧商法下で発行されたものです。

2. 当社は、2017年8月29日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、「第2回新株予約権」が1,320株から132,000株に、「第5回新株予約権」が200株から20,000株に変更となっております。また、権利行使時1株当たりの行使価格は、67,000円から670円に変更となっております。

(別記1)

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の所有者は、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員、従業員、当社の企業公開業務支援者又は事業協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ②相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

(別記2)

新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の所有者は、新株予約権の権利を行使する時においても、当社又は当社の子会社の役員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- ②新株予約権の所有者は、当社株式が国内の証券取引所に上場されて6カ月以上経過しなければ、権利の行使ができないものとする。
- ③相続により新株予約権を取得した者が権利行使しようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。
- ④租税特別措置法第29条ノ2に規定する税制の優遇措置を適用する新株予約権の行使にあたっては、以下の定めにしたがうものとする。
 - 1) 権利行使にかかる年間の払込金の合計額が1,200万円を超えないこと
 - 2) 権利行使により取得した株式が第5回新株予約権割当契約書の定めにより開設される当社の指定する証券会社の当該新株予約権の所有者本人名義の株式保護預り口座に保護預りされること

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	吉 田 直 人	株式会社五六 代表取締役
代表取締役副社長	小 川 誠	事業統括部管掌・メディア営業部管掌・事業推進室管掌
取 締 役	一 條 武 久	第1技術開発部管掌・第2技術開発部管掌
取 締 役	中 井 陽 子	経営管理部管掌 株式会社リフト 代表取締役
取 締 役	冨 塚 優	株式会社Tommy 代表取締役 株式会社ポケットカルチャー 代表取締役 株式会社Gunosy 社外取締役
常勤監査役	秋 本 実	
監 査 役	大 山 亨	有限会社セイレーン 代表取締役 株式会社トラスティ・コンサルティング 代表取締役 株式会社ダブリューイノベーションキャピタル 代表取締役 株式会社リッチメディア 取締役 ウインタスト株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社アールエイジ 社外取締役（監査等委員） 株式会社CBホールディングス 社外取締役（監査等委員） IG証券株式会社 監査役 フィンテックグローバル株式会社 社外監査役 株式会社インサイト 社外監査役 株式会社アズ企画設計 社外監査役
監 査 役	田 島 正 広	田島・寺西法律事務所 代表 フェアリンクスコンサルティング株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役の冨塚優氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の秋本実氏、大山亨氏及び田島正広氏は、社外監査役であります。
3. 当社は取締役冨塚優氏、監査役秋本実氏、大山亨氏及び田島正広氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役秋本実氏は金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役冨塚優氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
6. 監査役大山亨氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
7. 監査役田島正広氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役冨塚優氏、監査役秋本実氏、大山亨氏及び田島正広氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役に対する報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1名)	71,700千円 (4,500千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	7,200千円 (7,200千円)
合 計	8名	78,900千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第6回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。
 3. 監査役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第6回定時株主総会において年額40,000千円以内と決議しております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
重要な兼職の状況等につきましては13頁に記載の通りであります。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はございません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	富 塚 優	2018年6月の社外取締役就任後に開催された取締役会には15回中15回に出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を行っております。
社外監査役	秋 本 実	当事業年度に開催された取締役会には21回中21回、また、監査役会には15回中15回に出席し、企業統治、特にガバナンス、コンプライアンスの観点から適宜発言を行っております。
社外監査役	大 山 亨	当事業年度に開催された取締役会には21回中21回、また、監査役会には15回中15回に出席し、株式上場・経営コンサルティングの専門家の立場から、必要に応じて指摘、意見、その他必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	田 島 正 広	当事業年度に開催された取締役会には21回中21回、また、監査役会には15回中15回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	11,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	11,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、同監査法人は、当社の会計監査人に求められる専門性、独立性および適切性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えているものと判断したためであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社では、会社法及び会社法施行規則に基づき、業務の適正性を確保するための体制整備の基本方針として、「内部統制基本方針」を定めており、現在その基本方針に基づき内部統制の運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は、取締役及び使用人がコンプライアンスに則った企業活動を実践するため、「コンプライアンス規程」を定め、経営理念をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を、役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とすることとする。また、社会の変化、事業活動の変化等に応じて当該各規程の見直しと改定を定期的に行い、その実効性を確保する。
 - ・ 当社は目的達成のためコンプライアンス委員会を設け、全社的なコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同委員会を中心に取締役及び使用人の教育を行っていくものとする。
 - ・ 当社は、コンプライアンス上問題のある行為を知った場合に備え、社内及び社外からの当社全体のホットラインとして、経営管理部に内部通報窓口を設け、運営・対応するとともに、社外にも内部通報窓口を設け、問題行為についての情報を迅速に把握し、その対処に努めることとする。
 - ・ 内部監査担当はコンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、代表取締役に報告することとする。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 当社は、「文書管理規程」を定め、情報の保全及び管理策を継続することにより、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行うものとする。また原則として取締役の職務の執行に係る情報は経営管理部において管理するものとする。なお、保存期間は、文書の種類、重要性に応じて、「文書管理規程」等の社内規程に規定された期間とする。
 - ・ 取締役及び監査役は、上記の文書等を何時でも閲覧できるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社は、「リスク管理規程」を定め、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、事業上の様々なリスクを全社及び業務単位で検討し、リスクマネジメ

ントの推進、課題や対策を協議して、的確に管理するものとする。また、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。

- ・ 当社は「個人情報保護管理規程」「情報セキュリティ管理規程」「インサイダー取引等防止に関する規程」等の情報セキュリティポリシーについて適時見直しを行い、情報セキュリティの強化並びに個人情報の保護に努めるものとする。
- ・ 緊急時における危機管理体制として、代表取締役社長を最高責任者として、危機管理体制、緊急時対応等の全ての危機管理に係る事前準備を行っていくこととする。
- ・ 突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を本部長とする緊急時対策本部を設置し、状況を可能な限り迅速かつ詳細に把握した上で緊急時対応方針を決定し、損害の拡大の防止、危機の収束に向けて社内外より必要なノウハウや協力を得て、継続的かつ適切、迅速な措置を実施するものとする。
- ・ コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等にかかるリスク、及び新たに生じたリスクに対処するため、規程・ガイドラインの制定と適時な見直しに努めるものとする。また、研修の実施、マニュアルの作成・配布等により、取締役、使用人の啓蒙に努めるものとする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 取締役会は、法令・定款等に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督するものとする。取締役会は、原則として月1回の定期で開催し、緊急議案発生の場合には速やかに臨時に開催し、迅速かつ機動的な経営判断ができる体制を構築するものとする。
- ・ 職務執行に関する権限及び責任については「職務分掌規程」、「職務権限規程」その他社内規程において明文化するものとし、各部門長がその分掌業務の執行にあたりそれら社内規程に基づき決裁取得を必要とする事項については、個別に申請のうえ決裁を取得することにより効率的な業務執行を行うこととする。また必要に応じ「組織規程」に基づき経過報告を行い、完了後は完了報告を行うものとする。
- ・ 当社は、上記の業務執行状況について、内部監査担当による監査を実施し、その状況を把握し、改善を図るものとする。

- ⑤ 業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社は、事業や機能ごとに責任を負う取締役又は執行役員を任命することで、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、コンプライアンス委員会並びにリスクマネジメント委員会はこれらを横断的に推進し、管理するものとする。
 - ・ 内部監査担当による業務監査により、当社の業務全般にわたって、業務の適正を確保するための体制が十分かつ適切に整備、運用されているかを監査し、その適正性を確保するものとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役が監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に執行するための体制の確保のために、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、適任と認められる使用人を当該使用人として選出し対応するものとし、監査役は必要な事項を直接命令することができるものとする。
 - ・ 上記の使用人の独立性を確保するために、その命令に対して取締役からの指揮命令を受けないこととし、人事異動、人事評価、懲戒処分等については監査役の同意が必要とする。
 - ・ 上記の使用人は、監査役に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。また、当該使用人の業務が円滑に行われるよう、取締役及びその他の使用人は、監査環境の整備に協力する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 取締役及び使用人は、監査役に対して、法令及び定款違反事項、業務又は業績に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス委員会の取り組み状況、並びにリスクマネジメント委員会事務局及び内部通報窓口に対しての通報の状況を適時に報告するものとする。また、監査役は必要に応じ、いつでも取締役及び使用人に報告を求めることができるものとする。
 - ・ 監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対する不利益な取扱いは、内部通報規

- 程に準じ、これを禁止する。また、コンプライアンス委員会は、役員及び使用人に対する教育、研修等の機会を通じて、使用人が、人事上の不利益な取扱いを懸念して通報や報告等を思いとどまることがないよう、啓蒙に努める。
- ・ 監査役は、取締役会に出席し、取締役から、業務執行の状況その他重要事項の報告を受ける他、その他重要な会議に出席し、必要に応じて重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に報告及び説明を求めることができるものとする。
 - ・ 監査役は専門的な判断を必要とする場合には、弁護士等の外部アドバイザーを任用し、専門的な立場から助言を受けることができるものとする。また、内部監査担当との連携及び会計監査人から監査計画を事前に受領し、監査重点項目等について説明を受け、定期的に意見交換を行うことができるものとする。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役は、代表取締役及び内部監査担当等と定期的に意見交換を行い、監査の実効性を高める。
 - ・ 監査役は専門的な判断を必要とする場合には、外部専門家の助言を受けることができるものとする。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・ 当社の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
 - ・ 当社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリングを実施し、財務報告の適正性の確保に努める。
 - ・ 当社は、適切な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、「経理規程」等を定めるとともに、財務報告に関わる内部統制の体制整理と有効性向上を図る。

⑪ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- ・反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、拒絶することを基本方針とし、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であると判明した場合には取引を解消するものとする。
- ・当社取締役及び使用人で、取引を開始しようとする者は、「反社会的勢力対策に関する規程」に従い、取引相手の反社会性を検証し、問題がないことを確認した上で、当該取引を開始するものとする。
- ・経営管理部を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理、蓄積を行うものとする。また、取締役及び使用人が基本方針を遵守するような教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図っていくものとする。
- ・反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、所轄警察署、顧問法律事務所、全国暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社では、常勤役員で構成されるコンプライアンス委員会を当事業年度におきましては5回開催し、全社的に取り込まれるコンプライアンス研修や教育を検討してまいりました。

また、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて社内研修での教育および全社会議を通じての集合研修や教育を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

さらに、内部通報規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

リスクマネジメント委員会を当事業年度におきましては定例、臨時含め13回開催し、各部門から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努め、当該管理状況について報告いたしました。

④ 内部監査

内部監査担当が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

⑤ 監査役監査

監査役監査が実効的に行われることを確保するために、毎月監査役会を開催している他、内部監査担当との情報交換、会計監査人と内部監査担当との三様監査ミーティングを行っております。

⑥ 反社会勢力との取引排除

当社では、基本方針に従い、取引開始前に取引相手の反社会性を検証することを徹底し、また、継続して取引を行っている取引相手に関しても、定期的に検証する事を行っております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は設立以来、業績向上のための人的投資や財務基盤を強固にすることが重要であると考え、配当を実施しておりません。また、現在の当社は、配当原資である利益剰余金が累積損失によりマイナスとなっており、会社法の規定上、配当可能な状態にはありません。今後は将来の事業展開と経営体制の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当を検討する所存であります。現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等は未定であります。

内部留保資金については、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、市場ニーズに応えるサービス開発、営業体制を強化するために有効投資してまいりたいと考えております。

なお、当社は、取締役会決議により、毎年9月30日、3月31日又は取締役会が定める日を基準日として、会社法第459条第1項の規定による配当を行うことができる旨を定款で定めております。

本事業報告の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率に関しては四捨五入しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,083,397	I 流 動 負 債	328,458
現金及び預金	761,049	買掛金	182,926
売掛金	312,275	1年以内償還予定の社債	20,000
前払費用	10,554	リース債務	614
その他	1,078	未払金	42,973
貸倒引当金	△1,561	未払法人税等	7,510
		未払消費税等	27,179
II 固 定 資 産	389,795	未払費用	17,092
1. 有 形 固 定 資 産	7,878	預り金	12,539
建物	333	前受金	17,621
工具器具備品	7,015	負 債 合 計	328,458
リース資産	529	純 資 産 の 部	
2. 無 形 固 定 資 産	292,629	I 株 主 資 本	1,142,474
ソフトウェア	247,338	1. 資 本 金	734,116
ソフトウェア仮勘定	45,291	2. 資 本 剰 余 金	677,038
3. 投 資 そ の 他 の 資 産	89,287	資本準備金	677,038
敷金	13,073	3. 利 益 剰 余 金	△268,638
破産更生債権等	4,471	その他利益剰余金	△268,638
繰延税金資産	76,214	繰越利益剰余金	△268,638
貸倒引当金	△4,471	4. 自 己 株 式	△43
III 繰 延 資 産	453	II 新 株 予 約 権	2,713
社債発行費	453	純 資 産 合 計	1,145,188
資 産 合 計	1,473,646	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,473,646

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,955,888
売上原価	1,129,362
売上総利益	826,526
販売費及び一般管理費	748,087
営業利益	78,438
営業外収益	
受取利息	45
雑収入	264
営業外費用	
支払利息	86
社債利息	82
支払手数料	351
社債発行費償却	2,007
経常利益	76,220
特別損失	
固定資産除却損	2,295
税引前当期純利益	73,925
法人税、住民税及び事業税	14,171
法人税等調整額	858
当期純利益	58,895

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	733,078	676,000	676,000
当 期 変 動 額			
新株予約権の行使	1,038	1,038	1,038
当 期 純 利 益			
自己株式の取得			
当 期 変 動 額 合 計	1,038	1,038	1,038
当 期 末 残 高	734,116	677,038	677,038

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	—	△327,533	△327,533	—	1,081,545
当 期 変 動 額					
新株予約権の行使					2,077
当 期 純 利 益		58,895	58,895		58,895
自己株式の取得				△43	△43
当 期 変 動 額 合 計	—	58,895	58,895	△43	60,928
当 期 末 残 高	—	△268,638	△268,638	△43	1,142,474

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	2,713	1,084,259
当 期 変 動 額		
新株予約権の行使		2,077
当 期 純 利 益		58,895
自己株式の取得		△43
当 期 変 動 額 合 計	—	60,928
当 期 末 残 高	2,713	1,145,188

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

株式会社イオレ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 北山 千里 ㊞
業務執行社員指定社員 公認会計士 金城 保 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イオレの2018年4月1日から2019年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第18期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下の通り報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人東陽監査法人（以下「会計監査人」という。）からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
- また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月23日

株式会社イオレ	監査役会
常勤監査役	秋本 実 ㊟
監査役	大山 亨 ㊟
監査役	田島 正広 ㊟

(注) 常勤監査役秋本実及び監査役大山亨及び田島正広は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役5名選任の件

取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	よし だ なお ひと 吉 田 直 人 (1963年9月6日生)	1987年4月 (株)ハーベストン入社 1989年6月 (株)ホワイトT&R 代表取締役 1991年1月 (株)シオンコーポレーション 代表取締役 1991年9月 グラムス(株)設立 代表取締役 1998年7月 アクア(株)設立 代表取締役 2000年3月 サイバービズ(株)設立 (現(株)ザッパラス) 代表取締役 2001年4月 当社設立 代表取締役社長就任 (現任) 2014年3月 (株)五六設立 代表取締役 (現任)	640,200株
2	お がわ まこと 小 川 誠 (1975年5月30日生)	1998年5月 (有)エーブランチ ((株)アルファード・ブランチ) 設立 代表取締役 2005年9月 (株)ラフデッサン設立 代表取締役 2010年1月 当社顧問 2010年3月 当社らくらく連絡網事業部営業部長 2010年6月 当社取締役 2016年6月 当社専務取締役 事業統括部管掌兼メディア営業部管掌 2018年6月 代表取締役副社長 事業統括部 (現WEBマーケティング部及び運用・制作部) 管掌兼メディア営業部管掌兼事業推進室管掌就任 (現任)	23,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	いち じょう たけ ひさ 一 條 武 久 (1966年6月20日生)	1991年4月 日本電信電話(株)入社 2001年1月 (株)ケイ・ラボラトリー入社 2005年1月 (株)SWING入社 2006年10月 (株)IMJモバイル入社 2013年3月 当社入社 2013年7月 当社執行役員技術開発部長 2016年6月 当社取締役 第1技術開発部(現サービス運用・開発部) 管掌兼第2技術開発部(現らくらくアルバイト事業部) 管掌就任(現任)	8,400株
4	なか い よう こ 中 井 陽 子 (1968年7月20日生)	1991年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン入社 1996年7月 経済協力開発機構 コンサルタント 2000年8月 (株)イーピクチャーズ設立 代表取締役 2006年12月 (株)IMJモバイル 取締役 2007年12月 (株)イグジスト・インタラクティブ 取締役 2008年6月 (株)サイバード・インベストメント・パートナーズ 取締役 2008年7月 (株)サイバードホールディングス(現(株)サイバード) 執行役員、(株)サイバード 取締役、(株)JIMOS 取締役 2008年10月 (株)サイバードホールディングス 取締役 2016年9月 (株)リフト設立 代表取締役(現任) 2017年2月 当社取締役 経営管理部管掌就任(現任)	31,500株

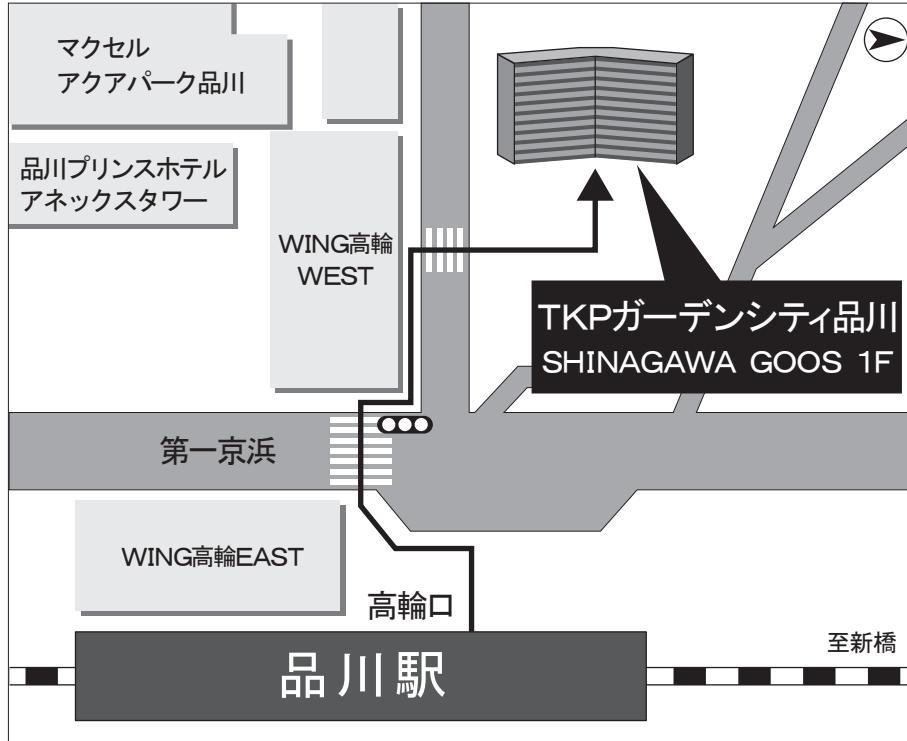
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
5	<p style="text-align: center;">とみ づか すべる 富 塚 優 (1965年8月20日生)</p>	<p>1988年4月 (株)リクルート (現株)リクルートホールディングス) 入社 2008年4月 (株)リクルート (現株)リクルートホールディングス) 執行役員 2009年4月 (株)ゆこゆこ 代表取締役 (株)ワールドメディアエージェンシー 代表取締役 2012年10月 (株)リクルートホールディングス 執行役員 (株)リクルートライフスタイル 代表取締役 2013年4月 (株)リクルートマーケティングパートナーズ 代表取締役 2016年4月 (株)リクルートアドミニステレーション (現株)リクルート 注5) 代表取締役 (株)リクルートオフィスサポート 代表取締役 2018年4月 (株)Tommy設立 代表取締役 (現任) 2018年6月 当社社外取締役就任 (現任) 2018年8月 (株)Gunosy 社外取締役 (現任) 2018年10月 (株)ポケットカルチャー設立 代表取締役 (現任)</p>	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 富塚優氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 社外取締役候補者とした理由について
 富塚優氏は、長年にわたり、リクルートグループにおいて代表取締役などを務めており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与いただくため、社外取締役候補者といたしました。
4. 当社と富塚優氏は、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限定程度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. (株)リクルートホールディングスからメディア&ソリューション事業を継承した際に社名変更した会社であります。
6. 富塚優氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
7. 上記取締役候補者の有する当社の株式数は、2019年3月31日現在のものです。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区高輪三丁目13番3号
SHINAGAWA GOOS 1階
TKPガーデンシティ品川 アネモネ
TEL 03-5449-7300



最寄駅 京急線品川駅高輪口 徒歩1分

J R品川駅中央改札口(高輪口) 徒歩1分

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。